

健全化判断比率と資金不足比率を公表します

平成24年度の決算を基に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の規定による健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

1 平成24年度健全化判断比率

平成24年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、全ての指標が早期健全化基準を下回りました。

区分	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準	説明
実質赤字比率	— (-4.20%)	— (-6.03%)	15.00%	20.00%	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（その団体に標準的に収入される一般財源の規模）に対する比率
連結実質赤字比率	— (-20.27%)	— (-15.63%)	20.00%	30.00%	全会計を対象とした実質赤字額（公営企業会計は資金不足額）の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	13.8%	15.2%	25.0%	35.0%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てられたものなど）の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	41.7%	77.1%	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。なお、()内の数値は黒字比率を表示しています。

●健全化判断比率の算定対象範囲

